

# 「地域金融力強化プラン」の概要

総合政策局総合政策課 課長補佐 乗松 慶行

係長 小林 拓登

係員 渡邊 丈

金融庁は、2025年12月19日に、「地域金融力強化プラン」を取りまとめ、公表しました<sup>1</sup>。本稿ではその背景と主なポイントを解説します。

## 1. 背景

人口減少・少子高齢化が進行する中で地域が持続的に発展していくため、「地域金融」には、有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらず、幅広い金融仲介機能を発揮しながら、地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）の更なる発揮が求められています。その際、こうした「地域金融力」の担い手として期待される地域金融機関やその他の主体が、持続可能性を確保しつつ、その役割を十分に発揮できるための環境整備も併せて進める必要があります。こうした中、2025年6月に、金融審議会の下に「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が設置され、同年12月にかけて地域金融力の強化に必要な方策についての審議が行われました。

「地域金融力強化プラン」（以下、「本プラン」という。）は、金融審議会における議論も踏まえ、地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備に関する施策を取りまとめたものとなっています。

## 2. 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

地域経済が持続的に発展していくため、地域金融には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることにとどまらない役割の発揮が求められています。例えば、内外のプレイヤーと連携しつつ、中堅・中小企業の成長を戦略面・ファイナンス面で後押ししていくことが重要です。また、企業のM&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DX支援を行うことや、官民連携のまちづくりへの参画などを通じ、地域課題の解決に貢献していくことも期待されています。このため、本プランには、企業の置かれたステージや経営課題といった切り口から、様々な施策を盛り込んでいます。なお、地域金融機関の規模やビジネスモデル、所在する地域の状況等は日々であり、地域金融機関においては、有効な支援を適切に選択していくことが重要であると考えています。本稿では、本プランに盛り込んだ施策の一部を紹介します。

例えば、地域には、相応の売上高の中堅・中小企業が存在し、潜在的にはビジネスを日本全国や海外に拡大できる企業が存在すると考えられます。こうした企業による革新的な研究開発や設備投資、戦略的な事業買収を後押しし、高い成長を実現していくことが重要です。地域金融機関による地域企業への成長支援を後押しするため、実証実験等による具体的事例の創出や知見提供を通じ、地域金融機関と、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進していきます。

また、地域活性化に向けて、これまででも、地

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r7/20251219/20251219.html>

域金融機関が、投資専門会社を通じてベンチャービジネス会社や事業再生・事業承継会社等に対し、資本性資金の供給を行うことが出来るよう規制緩和を進めてきました。今後、投資専門会社の業務範囲にM & A仲介業務を追加するとともに、投資先の非上場のベンチャービジネス会社が上場した後もクロスオーバー投資として追加出資を可能にするなど、更なる規制緩和に取り組んでいきます。

このほか、各地域では、これまで地域金融機関による地域企業の価値創造と地域活性化に向けた取組として数多くの経験が積み重ねられています。こうした経験を共有することで、各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていきます。具体的には、2026年の夏を目途に地域企業の価値創造と地域活性化に向けた取組事例集を金融庁が中心となって取りまとめ、全国各地の金融機関が他の地域での取組を相互に学び合い、応用し、実践していくことを促していきます。また、地域金融機関と地域内外の様々な関係者が連携して地域企業の価値創造と地域活性化に向けた取組について知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進していきます。

### **3. 地域金融力発揮のための環境整備**

地域金融機関は、上記のように地域の「要」として地域金融力を発揮していくことが求められますが、その役割を将来にわたって果たしていく上で、様々な課題に直面しています。例えば、経済・市場の変動への対応に加え、高度化するサイバー攻撃やマネー・ローンダリングへの対応等が求められ、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大し、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の必要性も高まっています。また、人口減少・少子高齢化が進行する中で預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性があります。さらに、今後仮に大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等が生じれ

ば、経営基盤が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした課題を踏まえつつ、地域金融機関が地域からの期待に応え続けていくためには、地域金融機関が将来にわたって十分な経営体力・収益基盤を確保できるような環境整備が求められるとの観点から、具体的な施策を整理しました。ここでは、本プランに盛り込んだ施策のうち、「金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等」を紹介します。

金融機能強化法は、地域金融機関等の金融機能を強化し、地域経済の活性化を図るための枠組みとして、資本参加制度と資金交付制度を設けています。人口減少等の環境変化の中で、地域金融機関等が経営基盤の強化により十分なリスクテイク余力を確保し、引き続き地域経済を支えていくための環境整備の一環として、これら両制度の期限延長・拡充等を含む金融機能強化法等の改正法案について、早期の国会提出を目指します。

資本参加制度については、「当分の間」の措置とともに、大規模な自然災害等に備えるための資本参加の特例の常設化や資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定の整備を検討しています。また、資金交付制度については、申請期限を2031年3月末までの5年間延長とともに、合併や経営統合等を実施する場合の資金交付の上限額を、これまでの活用実績等を踏まえ、現行の30億円から50億円に引き上げることや、業務の効率化を一層強力に推進するため、中小の地域金融機関が勘定系の共同システムに新規に加盟する場合等に15億円を上限に資金交付する新たな枠組みを整備すること等の対応を盛り込んでいます。

### **4. おわりに**

本プランには、ここで紹介した取組のほか、地域経済の活性化に資する様々な施策を盛り込んでいます。金融庁としては、今後、本プランに基づき、関連する施策を強力に推進してまいります。

- 地域において**人口減少・少子高齢化**が進行し、**地域企業の入手・後継者不足**も深刻化。こうした課題に対応しつつ、地域経済が発展していくため、**地域金融**には、地域企業を資金繰り支援等で下支えすることにとどまらず、
    - ✓ 内外のプレイヤーと連携しつつ、**中堅・中小企業による研究開発や設備投資、事業買収などを、戦略面・ファイナンス面で後押し**し、成長につなげること、
    - ✓ 企業の**M&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DXを支援**すること、
    - ✓ 官民連携の**まちづくりへの参画**などを通じ、地域課題の解決に資すること、
 等を通じて**地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）を発揮していくことが強く期待されている。
  - ⇒ **地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための政策を総動員する。**
  - **地域金融機関は、十分な経営体力・収益基盤を確保し**、地域の「要」として上記の**地域金融力を発揮**していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上での**課題に直面**。
    - ✓ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化する**サイバー攻撃やマネロンへの対応**等が求められ、金融サービスを安定的に提供するための**コストは増大**し、規模の大小に関わりなく**高度なシステムや専門人材確保の必要性**も高まっている。
    - ✓ **預金減少に直面する地域金融機関**では、中長期的に**経営の選択肢が狭まる可能性**がある。
    - ✓ さらに、**大規模な自然災害や新たな感染症のまん延**等が生じれば経営基盤が大きく損なわれる。
  - ⇒ このような課題を踏まえつつ、**地域金融機関が地域社会からの期待に応え続けていくための環境整備にも取り組む**。
- （その一環として、金融機能強化法等の改正法案の次期通常国会への提出を目指す）

## 地域金融力強化プランの概要

2025年12月公表

- 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する**地域が持続的に発展**を目指す中で、**地域金融の地域経済に貢献する力**（＝「**地域金融力**」）への期待は極めて強い。
- **地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤー**が連携して**地域金融力を発揮**していくため、①**地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決**、②**地域金融力発揮**のための**環境整備**からなる**地域金融力強化プラン**を強力に推進する。

### ① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

1. **内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援**
  - ✓ 地域における成長意欲の高い中堅・中小企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う
2. **M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援**
  - ✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し
3. **早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進**
  - ✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る
  - ✓ 地域におけるメインバンクの状況に関するデータを踏まえ、メインバンク機能の強化に向けた方策を検討
4. **企業価値担保権も活用した事業性融資の推進**
  - ✓ 2026年5月導入の企業価値担保権活用に向けた環境整備を進める
5. **スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援**
  - ✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す
6. **経営者保証に依存しない融資の促進**
  - ✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大

### ② 地域金融力発揮のための環境整備

1. **地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組**
  - ✓ 複数の金融機関による、内部監査の共同化のための方策の検討や、システムの合理化・持続化等のための共同利用の推進
2. **金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充**（改正法案の次期通常国会への提出を目指す）
  - (1) **資本参加制度の期限延長・拡充**
    - ✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とする
    - ✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備
    - ✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備
  - (2) **資金交付制度の期限延長・拡充**
    - ✓ 申請期限を2023年3月末までの5年間延長
    - ✓ 交付上限額・補助率を引き上げる（例：上限額30億円→50億円等）とともに、交付対象行為・経費を拡充

### 7. 地域企業へのDX支援の推進

- ✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるよう監督指針の改正等を実施

### 8. 地域課題の解決

- ✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進
  - (1) ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進
  - (2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画
  - (3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進
  - (4) 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進
  - (5) 地域における資産形成や金融経済教育における貢献
  - (6) 金融・資産運用特区の取組の推進

### 9. 地域金融機関による地域活性化の取組の促進

- ✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する
- ✓ 各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく

### 10. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進

- ✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討

### ✓ 中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備

- (3) **優先出資の消却方法の弾力化**
  - ✓ 協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化
3. **その他の環境整備**
  - (1) 早期警戒制度の見直し
  - (2) モニタリングの強化等
    - ✓ 財務局を含めたモニタリング体制を抜本的に強化
    - ✓ 金融仲介機能の発揮についてモニタリングを実施
  - (3) 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）
  - (4) 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し